

改善指導の標準プログラムについて（依命通達）

平成18年5月23日矯成第3350号
矯正局長依命通達 矯正管区長、行刑施設の長宛て

改正 平成21年3月30日矯成第1466号
平成22年4月1日法務省矯成第1495号
平成22年9月30日法務省矯成第6028号
平成23年3月30日法務省矯成第1797号
平成25年3月22日法務省矯成第610号
平成27年3月20日法務省矯成第754号
平成28年5月24日法務省矯成第1458号
平成29年7月3日法務省矯成第1807号
平成30年3月27日法務省矯成第930号

標記について、受刑者の各種指導に関する訓令（平成18年法務省矯成訓第3348号大臣訓令。以下「訓令」という。）第7条第2項の規定により、下記のとおり定め、訓令の施行の日から実施することとしたので、遺漏のないよう配意願います。

記

- 1 薬物依存離脱指導の標準プログラム
別紙1に定めるところによること。
- 2 暴力団離脱指導の標準プログラム
別紙2に定めるところによること。
- 3 性犯罪再犯防止指導の標準プログラム
別紙3に定めるところによること。
- 4 被害者の視点を取り入れた教育の標準プログラム
別紙4に定めるところによること。
- 5 交通安全指導の標準プログラム
別紙5に定めるところによること。
- 6 就労支援指導の標準プログラム
別紙6に定めるところによること。

別紙1 薬物依存離脱指導の標準プログラム

1 指導の目標

薬物依存の認識及び薬物使用に係る自分の問題を理解させた上で、断薬への動機付けを図り、再使用に至らないための知識及びスキルを習得させるとともに、社会内においても継続的に薬物依存からの回復に向けた治療及び援助等を受けることの必要性を認識させること。

2 対象者

麻薬、覚せい剤その他の薬物に対する依存がある者とする。

3 指導科目

指導科目は以下のとおりとする。

(1) 必修プログラム

対象者の全員に対して実施する科目

(2) 専門プログラム

対象者のうち、薬物への依存や薬物を再使用するおそれの程度、執行すべき刑期、知的能力、断薬への意欲等を総合的に勘案し、薬物依存からの回復に向け、より専門的・体系的な指導を受講させる必要性が高いと認められる者に対し実施する科目

(3) 選択プログラム

対象者のうち、個々の問題性に応じて必修プログラム又は専門プログラムに加えて補完的な指導を受講させる必要性が高いと認められる者に対し実施する科目

4 指導項目及び内容

(1) 必修プログラム及び専門プログラムにおいては、別表「薬物依存離脱指導カリキュラム」に定められた項目及び内容について指導すること。

(2) 選択プログラムにおいては、必修プログラム又は専門プログラムの内容を補完するものとして、別表「薬物依存離脱指導カリキュラム」を基準として、各施設において定めた項目及び内容について指導すること。

5 指導方法

(1) 必修プログラム

別途指定する教材による課題学習に取り組みさせること。

(2) 専門プログラム

グループワークにより実施すること。

(3) 選択プログラム

グループワーク、民間自助団体によるミーティング、講義、視聴覚教材視聴、課題学習、討議、個別面接等の方法により行うこと。

6 指導を行う者

(1) 職員

(2) 処遇カウンセラー（薬物担当）

認知行動療法等の技法に通じた臨床心理士等との協働を図ること。

(3) 民間協力者

ア 薬物依存からの回復を目指す民間自助団体の協力を得るよう努めること。

イ 医師や薬剤師等の医療関係者、警察関係者等、薬物問題に関する専門家等の協力を得るよう努めること。

7 指導時間数、頻度及び期間

(1) 必修プログラム

各刑事施設の実情に応じ、また、対象者の資質及び指導の効果等を考慮して、おおむね、以下を目安に実施すること。

ア 指導時間数

1 単元 60 分から 90 分、2 又は 3 単元を標準とすること。

イ 頻度

各単元ごとに適当な間隔を空けること。

ウ 期間

1 か月から 3 か月を標準とすること。

(2) 専門プログラム

各刑事施設の実情に応じ、また、対象者の資質及び指導の効果等を考慮して、おおむね、以下を目安に実施すること。

ア 指導時間数

1 単元 60 分から 90 分、1 2 単元を標準とすること。

イ 頻度

各単元ごとに適当な間隔を空けること。

ウ 期間

3 か月から 6 か月を標準とすること。

(3) 選択プログラム

各刑事施設の実情に応じ、また、対象者の資質及び指導の効果等を考慮して、指導時間数、頻度及び期間を設定すること。

8 指導に当たって配慮すべき事項

指導に当たっては、専門機関、民間自助団体等に職員を派遣するなどして、職員の指導力の向上に配慮すること。また、社会内においても薬物依存からの回復に向けた取組を対象者が継続できるよう、更生保護官署、専門機関、民間自助団体等との連携を図ること。

別表 薬物依存離脱指導カリキュラム

科目	項目	指導内容	方法
必修プログラム	はじめに	プログラムの概要を説明し、受講意欲を高めさせる。	・課題学習
	薬物使用の影響	薬物を使用することの利点と欠点について考えさせることで問題意識を持たせる。	・課題学習
	引き金に注意	薬物依存からの回復の段階における特徴的な心身の状況を理解させ、回復に対する見通しを持たせる。薬物使用につながる「外的引き金」、「内的引き金」を具体化させ、自分の薬物使用のパターンの流れについての理解を深めさせる。	・課題学習
	再使用の予測と防止①	「リラプス」とは、薬物を使用していた行動・生活パターンに戻ってしまうことであり、再使用防止のためには「リラプス」の兆候に気付き、対処する必要があることを理解させ、自分自身の「リラプス」の兆候及び対処方法を具体的に考えさせる。	・課題学習
	再使用の予測と防止②	回復途中に感じる「退屈さ」が「引き金」になることに気付かせ、スケジュールを立てることの大切さを理解させる。回復過程においては、ストレスの自覚とそれへの適切な対処が大切であることを理解させ、具体的な対処方法を考えさせるとともに実行を促す。	・課題学習
	活用できる社会資源	社会内で断薬を継続するための支援を行っている専門機関についての情報を提供するとともに、民間自助団体の活動を紹介し、その内容について理解させる。	・課題学習
	おわりに	「再使用防止計画書」を作成させ、これまで学習してきた内容を確認しながら、自分にとってのリラプスの兆候や引き金となる事象、それらへの対処方法について具体的にまとめさせる。	・課題学習

専門プログラム	オリエンテーション	プログラムの概要を説明し、目的とルールについて理解させる。薬物を使用することの利点と欠点について考えさせることで問題意識を持たせ、受講意欲を高めさせる。依存症とは何かを理解させる。	・グループワーク
	薬物使用の流れ	薬物依存がどのように形成されるのかを理解させ、入所前の自分の状態を振り返らせる。「引き金」とは何かを理解させ、薬物使用に至る流れに関する知識を身に付けさせる。	・グループワーク
	外的引き金	薬物使用につながる「外的引き金」を具体化させ、自分の薬物使用のパターンの流れについての理解を深めさせる。	・グループワーク
	内的引き金	自分の薬物使用につながる「内的引き金」を具体化させ、自分の薬物使用のパターンや流れについての理解を深めさせる。	・グループワーク
	回復段階	薬物依存からの回復の段階における特徴的な心身の状況を理解させ、回復に対する見通しを持たせる。	・グループワーク
	リラプスの予測と防止	「リラプス」とは、薬物を使用していた行動・生活パターンに戻ってしまうことであり、再使用防止のためには「リラプス」の兆候に気付き、対処する必要があることを理解させ、自分自身の「リラプス」の兆候及び対処方法を具体的に考えさせる。	・グループワーク
	いかりの綱	再使用には前兆があることを気付かせ、再使用に至らないための方法を具体的に考えさせる。所内生活において、それらの対処方法を実践するよう促す。	・グループワーク
	退屈	回復途中に感じる「退屈さ」が「引き金」になることに気付かせ、スケジュールを立てることの大切さを理解させる。	・グループワーク
	社会内のサポート — 自助グループとは	社会内で断薬を継続するための支援を行っている専門機関についての情報を提供するとともに、民間自助団体の活動を紹介し、その内容について理解させる。	・グループワーク
	仕事と回復	仕事が回復にどのような影響を及ぼすかを理解させ、両者のバランスを取るることの大切さを認識させる。	・グループワーク

	再使用防止計画書	<p>「再使用防止計画書」の発表を通じて、これまで学習してきた内容を確認しながら、自分にとってのリラプスの兆候や引き金となる事象、それらへの対処方法について具体的にまとめさせる。また、他の受講者からのフィードバックや発表を聞くことで、それまでの自分になかった新たな気づきを得る機会を提供する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・グループワーク
	まとめ	<p>回復過程に必要なことは、意志の強さではなく、賢い対処であることを理解させるとともに、これまでのセッションで学んできた効果的な対処方法が身に付いてきているかを受講者本人に確認させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・グループワーク
<p>選択プログラム</p>	<p>項目及び指導内容については、上記専門プログラムから項目を選択し、各項目の指導内容に準じた内容とする。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・講義 ・グループワーク ・視聴覚教材の視聴 ・S S T ・民間自助団体等によるミーティング等

別紙2 暴力団離脱指導の標準プログラム

1 指導の目標

暴力団離脱に向けた働き掛けを行い、本人の有する具体的な問題性の除去及び離脱意志の醸成を図ること。

2 対象者

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員である者とする。

3 指導項目

おおむね、以下の項目について指導すること。

- (1) 加入動機と自己の問題点
- (2) 金銭感覚の是正
- (3) 周囲（家族、社会等）に与えた影響
- (4) 暴力団の現状と反社会性
- (5) 暴力団を取り巻く環境
- (6) 自己の問題点の改善
- (7) 離脱の具体的な方法
- (8) 釈放後の就職
- (9) 離脱の決意と生活設計

4 指導方法

- (1) 集団指導を原則とするが、集団に編入することが困難な対象者については、個別指導を中心に実施しても差し支えないこと。
- (2) 講義、討議、個別面接、課題作文、視聴覚教材の視聴等を適宜組み合わせて実施すること。
- (3) 対象者を以下のように更に分けて、その事情に応じて実施することを検討すること。
 - ア 離脱意志が固く、直ちに実質的な離脱の手続を開始しようとしている者
 - イ 離脱意志はあるが、具体的な手続にはちゅうちょしている者
 - ウ 離脱の意志がない者

5 指導を行う者

- (1) 職員
- (2) 関係機関等
警察関係者、職業安定所職員、都道府県暴力追放運動推進センター等の協力を得ること。

6 指導時間数、頻度及び期間

各刑事施設の実情に応じ、また、対象者の資質及び指導の効果等を考慮して、おおむね、以下を目安に実施すること。

- (1) 指導時間数
1 単元 50 分、9 単元を標準とすること。

(2) 頻度

各单元ごとに適当な間隔を空けること。

(3) 期間

2か月から4か月を標準とすること。

7 指導に当たって配慮すべき事項

(1) 具体的な指導内容及び方法については、別表「暴力団離脱指導カリキュラム」を基準とすること。

(2) 集団の編成に当たっては、対象者同士の反目関係等、指導を妨げる要因に留意すること。

(3) 本指導を受講した受刑者がその所属する暴力団から離脱する意志を表明した場合には、平成6年8月26日法務省矯保第2198号矯正局長通達「暴力団関係被収容者の暴力団からの離脱等に関する警察機関との協力について」に基づいて警察機関の協力を求めるなど、できる限りこれを援護すること。

別表 暴力団離脱指導カリキュラム

項目	指導内容	方法
オリエンテーション	受講の目的と意義を理解させる。 (カリキュラムの説明、動機付け)	・講義
加入動機と自己の問題点	加入の動機を振り返らせ、自己の問題点について考えさせる。	・討議 ・課題作文 ・面接
金銭感覚の是正	暴力団に加入したことにより、金銭感覚がそれまでの生活と一転し、考え方も変化したことについて考えさせる。	・課題作文 ・面接
周囲（家族、社会等）に与えた影響	家族を始めとする周囲の人々に及ぼした影響について考えさせる。	・討議 ・課題作文 ・面接 ・役割交換書簡法
暴力団の現状と反社会性	暴力団の現状及びその反社会的性質について認識させ、暴力団に加入したことが誤りであったことに気付かせる。	・講義（警察関係者等） ・視聴覚教材の視聴
暴力団を取り巻く環境	いわゆる暴対法等の講義を実施し、暴力団に加入していることによって、これからも犯罪に関わってしまう可能性が高いことに気付かせる。	・講義 ・視聴覚教材の視聴
自己の問題点の改善	自己の問題点を改善するための、具体的な方法について考えさせる。	・討議 ・課題作文 ・面接
離脱の具体的な方法	離脱のための具体的な手続及び方法について理解させた上で、自分自身の対応について考えさせる。	・講義（警察関係者等） ・討議 ・面接
釈放後の就職	求職状況及び求人状況の現状を認識させた上で、健全な職業観を身に付けさせ、出所後の就職への心構えをさせる。	・講義（公共職業安定所職員等） ・課題作文
離脱の決意と生活設計	離脱の決意を固めさせ、出所後の具体的な生活設計を立てさせる。	・講義 ・討議 ・面接 ・課題作文

別紙3 性犯罪再犯防止指導の標準プログラム

1 指導の目標

強制わいせつ、強制性交等その他これに類する犯罪又は自己の性的好奇心を満たす目的をもって人の生命若しくは身体を害する犯罪（以下「性犯罪」という。）につながる自己の問題性を認識させ、その改善を図るとともに、再犯しないための具体的な方法を習得させることを目標とすること。

2 対象者

(1) 対象者の要件

性犯罪の要因となる認知の偏り、自己統制力の不足等がある者とする。こと。

(2) 対象者の選定方法

ア 指導の対象者は、スクリーニング及び性犯罪者調査の結果に基づき選定すること。

イ スクリーニングは、すべての受刑者に対し、確定施設において刑執行開始時に行うものとし、調査項目は、犯罪の内容、常習性の有無及び性犯罪につながる問題性の有無等とすること。ただし、受刑者の処遇調査に関する訓令（平成18年法務省矯成訓第3308号大臣訓令）第8条第1項の規定により調査センターにおいて刑執行開始時調査を行う受刑者については、調査センターにおいて行うこと。

ウ 性犯罪者調査は、スクリーニングの結果精密な調査が必要と認められる者に対し、調査センターにおいて又は調査センターから専門的知識及び技術を有する職員の派遣を受けて行うものとし、調査項目は、再犯のリスク及び性犯罪につながる問題性の程度並びに受講を困難又は不適當とする事情の有無とすること。

3 指導密度等

(1) 指導密度

指導密度は次のように区分し、対象者ごとに、その再犯のリスク及び性犯罪につながる問題性の程度に応じて指定すること。

- ア 高密度 リスク及び問題性が大きい者
- イ 中密度 リスク及び問題性が比較的限定的な者
- ウ 低密度 リスク及び問題性が比較的小さい者

(2) 指導科目

指導密度ごとの指導科目は、次のとおりとすること。

- ア 高密度 全科目を受講させる。
- イ 中密度 必修科目及びその者の問題性に応じて必要な科目を受講させる。
- ウ 低密度 必修科目のみを受講させる。

科 目		高密度	中密度	低密度
オリエンテーション		必 修	必 修	必 修
準備プログラム		必 修	必 修	—
本	第1科 自己統制	必 修	必 修	必 修 (凝縮版)
	第2科 認知のゆがみと変容方法	必 修	選 択	—
	第3科 対人関係と親密性	必 修	選 択	—

科	第4科 感情統制	必修	選択	—
	第5科 共感と被害者理解	必修	選択	—
メンテナンス		必修	必修	必修

(3) 調整プログラム

ア (1)の規定にかかわらず、知的能力に制約がある者については、その者のために特別に指導内容等を調整したプログラム（以下「調整プログラム」という。）の対象者に指定することができること。

イ 調整プログラムの対象者に対しては、すべての科目を必修として受講させるほか、必要に応じて、SST（ソーシャル・スキルズ・トレーニング）、金銭管理等の補助科目を受講させること。

(4) 集中プログラム

(1)の規定により指導密度を指定されたものの、それに対応する指導期間を確保できない者については、比較的短期の間に(2)の各科目の内容を効率的・効果的に理解させることができるよう中心的指導内容を集中させたプログラム（以下「集中プログラム」という。）の対象者に指定することができること。

4 指導方法

(1) グループワーク及び個別に取り組む課題を中心とし、必要に応じ、指導からの離脱を抑止し、グループワークを安定して継続できるようにするためのカウンセリングその他の個別対応を組み合わせで行うこと。

(2) グループワークは、おおむね8名程度の対象者及び各回2名程度の指導者によって構成するグループで行い、原則として、各科目の構成員は固定とすること。ただし、メンテナンスでは、個別指導を原則とし、グループ指導を実施する場合には、8名以内の対象者及び各回2名程度の指導者によって構成するグループで行うこと。

(3) 指導に当たっては、性犯罪者調査の結果に基づき、対象者ごとに、指導密度並びに指導の内容及び方法を定めた指導計画を作成すること。

(4) 指導の実施時期は、おおむね次に掲げる基準によること。ただし、指導に対する動機付けが低いこと、他に優先して実施すべき矯正処遇があることその他の事情により相当と認めるときは、指導を延期し、その事情が解消された後、適切な時期を検討して実施すること。

ア オリエンテーション

性犯罪者調査の終了後、速やかに実施すること。

イ 準備プログラム

本科の直前に実施すること。

ウ 本科

(ア) 執行すべき刑期が3年未満の場合 可能な限り早期に実施すること。

(イ) 執行すべき刑期が3年以上8年未満の場合 執行すべき刑期のおおむね2分の1を経過するころに指導を終了することを目安に実施すること。

(ウ) 執行すべき刑期が8年以上の場合 刑の執行開始後4年経過時に指導を終了することを目安に実施すること。

エ メンテナンス

釈放に近接する時期に実施すること。具体的な時期は、指導の受講状況、刑事施設における生活状況、本科受講後に経過した期間等を総合的に検討し、個別に設定すること。ただし、本科終了後釈放までの期間が短いことその他の理由によりメンテナンスを実施することが困難である場合は、メンテナンスを省略することができること。

5 指導を行う者

(1) 職員

(2) 処遇カウンセラー（性犯担当）

認知行動療法等の技法に通じた臨床心理士等との協働を図ること。

6 指導時間数、頻度及び期間

各刑事施設の実情に応じ、また、対象者の資質及び指導の効果等を考慮して、おおむね、以下を目安に実施すること。

(1) 指導時間数

ア 単位時間

準備プログラムについては、1 単元 60 分、それ以外については 1 単元 100 分を標準とすること。ただし、グループの構成員の能力等に照らし相当と認めるときは、おおむね 90 分から 110 分までの範囲で短縮し、又は延長して差し支えないこと。

イ 単元数

科目ごとの単元数の標準は、次のとおりとすること。ただし、調整プログラムについては、下記(ウ) から(キ)までに掲げる科目を区別せずに、第 1 部「昔の私」（過去の自分及び性加害を振り返る部をいう。）及び第 2 部「新しい私」（再犯防止のための対処方法を学ぶ部をいう。）の 2 部構成に編成し、本科については全体で 75 単元から 95 単元までの範囲内において実施することを標準とし、集中プログラムについては、30 単元を標準とすること。

(ア) オリエンテーション 1 から 2 単元

(イ) 準備プログラム 4 単元

(ウ) 第 1 科 自己統制 30 単元（凝縮版は 17 単元）

(エ) 第 2 科 認知のゆがみと変容方法 13 単元

(オ) 第 3 科 対人関係と親密性 8 単元

(カ) 第 4 科 感情統制 7 単元

(キ) 第 5 科 共感と被害者理解 7 単元

(ク) メンテナンス 3 単元以上

(2) 頻度

週 1 回 1 単元又は週 2 回 2 単元（準備プログラムについては、週 2 回 2 単元）を標準とすること。

(3) 本科等指導期間

指導密度ごとの標準期間は、次のとおりとすること。ただし、調整プログラムについては、おおむね 11 か月（準備プログラムを含む。）を標準とし、集中プログラムについては、おおむね 4 か月を標準とすること。

ア 高密度 おおむね 9 か月（準備プログラムを含む。）

イ 中密度 おおむね 7 か月（準備プログラムを含む。）

ウ 低密度 おおむね4か月

7 指導に当たって配慮すべき事項

- (1) 具体的な指導内容及び方法については、別表「性犯罪再犯防止指導カリキュラム」を基準とすること。
- (2) この標準プログラムに基づく指導を終了したときは、処遇調査を行い、指導の受講により変化した点等の把握に努め、その結果を処遇要領に反映させること。
- (3) 上記(2)のほか、必要に応じ、指導の実施前及び実施中にも処遇調査を行い、性犯罪につながる問題性の程度、指導を困難又は不相当とする事情の有無等について再検討を加えること。
- (4) 記4の(4)ただし書に基づき、指導に対する動機付けが低いことにより指導の実施を延期している者に対しては、継続的に働き掛けを行い、動機付けを高めるよう配慮すること。

別表 性犯罪再犯防止指導カリキュラム

科 目		指 導 内 容	方 法
オリエンテーション		指導の構造、実施目的について理解させる。 性犯罪につながる問題性を助長するおそれがある行動について説明し、自己規制するよう方向付ける。 受講に関する質疑応答を実施し、対象者の不安の軽減を図る。	・講義
準備プログラム		受講の心構えを養い、参加の動機付けを高めさせる。	・グループワーク
本 科	第1科 自己統制	事件につながった要因について幅広く検討し、特定させる。 事件につながった要因が再発することを防ぐための介入計画（自己統制計画）を作成させる。 効果的な介入に必要なスキルを身に付けさせる。	・グループワーク ・個別課題
	第2科 認知のゆがみと変容方法	認知が行動に与える影響について理解させる。 偏った認知を修正し、適応的な思考スタイルを身に付けさせる。 認知の再構成の過程を自己統制計画に組み込ませる。	・グループワーク ・個別課題
	第3科 対人関係と親密性	望ましい対人関係について理解させる。 対人関係に係る本人の問題性を改善させ、必要なスキルを身に付けさせる。	・グループワーク ・個別課題
	第4科 感情統制	感情が行動に与える影響について理解させる。 感情統制の機制を理解させ、必要なスキルを身に付けさせる。	・グループワーク ・個別課題
	第5科 共感と被害者理解	他者への共感性を高めさせる。 共感性の出現を促す。	・グループワーク ・個別課題
メンテナンス		知識やスキルを復習させ、再犯しない生活を続ける決意を再確認させる。 作成した自己統制計画の見直しをさせる。 社会内処遇への円滑な導入を図る。	・個別指導 ・グループワーク

別紙4 被害者の視点を取り入れた教育の標準プログラム

1 指導の目標

自らの犯罪と向き合うことで犯した罪の大きさや被害者及びその遺族等の心情等を認識させ、被害者及びその遺族等に誠意を持って対応していくとともに、再び罪を犯さない決意を固めさせること。

2 対象者

被害者の命を奪い、又はその身体に重大な被害をもたらす犯罪を犯し、被害者及びその遺族等に対する謝罪や賠償等について特に考えさせる必要がある者とする。

3 指導項目

おおむね、以下の項目について指導すること。

- (1) 命の尊さの認識
- (2) 被害者及びその遺族等の実情の理解
- (3) 罪の重さの認識
- (4) 謝罪及び弁償についての責任の自覚
- (5) 具体的な謝罪方法
- (6) 加害を繰り返さない決意

4 指導方法

- (1) ゲストスピーカーによる講話、講義、視聴覚教材視聴、グループワーク、役割交換書簡法、課題作文、体験発表、個別面接等を適宜組み合わせること。
- (2) 以下の内容については、特に重点的に実施すること。
 - ア ゲストスピーカーを招へいして、被害者又はその遺族等の生の声を聞かせること。
 - イ 被害者感情理解用ビデオ教材「NARRATIVE（ナラティブ）Ⅲ～罪と向き合って生きる～」や手記等を活用して、被害者及びその遺族等の心情や置かれた状況を認識させること。

5 指導を行う者

- (1) 職員
- (2) 民間協力者
被害者及びその遺族等、犯罪被害者支援団体のメンバー、犯罪被害者問題に関する研究者、警察並びに法曹関係者等の協力を積極的に得るよう努めること。

6 指導時間数、頻度及び期間

各刑事施設の実情に応じ、また、対象者の資質及び指導の効果等を考慮して、おおむね、以下を目安に実施すること。

- (1) 指導時間数
1 単元 50 分、12 単元を標準とすること。
- (2) 頻度
指導内容を内面に浸透させるため、各単元ごとに適当な間隔を空けるよう配慮すること。

(3) 期間

3か月から6か月を標準とすること。

7 指導に当たって配慮すべき事項

- (1) 具体的な指導内容及び方法については、別表「被害者の視点を取り入れた教育カリキュラム」を基準とすること。
- (2) 実施に当たっては、受刑者、被害者及びその遺族等双方のプライバシー保護に十分留意すること。

別表 被害者の視点を取り入れた教育カリキュラム

項目	指導内容	方法
オリエンテーション	受講の目的と意義を理解させる。 (カリキュラムの説明、動機付け)	・講義
命の尊さの認識	命の尊さや生死の意味について、具体的に考えさせる。	・講話 ・グループワーク ・課題読書指導
被害者（その遺族等）の実情の理解	被害者及びその遺族等の気持ちや置かれた立場、被害の状況について、様々な観点から多角的に理解させる。 ①精神的側面 ②身体的側面 ③生活全般	・講話（ゲストスピーカー等） ・視聴覚教材の視聴 ・講義 ・課題読書指導（被害者の手記等）
罪の重さの認識	犯罪行為を振り返らせ、客観的に自分が犯した罪の重さ、大きさを認識させる。	・課題作文 ・グループワーク
謝罪及び弁償についての責任の自覚	被害者及びその遺族等に対して、謝罪や弁償の責任があることについて自覚させる。	・グループワーク ・役割交換書簡法 ・講話（ゲストスピーカー等）
具体的な謝罪方法	具体的な謝罪の方法について自分の事件に沿って考えさせる。	・グループワーク ・課題作文
加害を繰り返さない決意	再加害を起こさないための具体的方策を考えさせるとともに、実行することの難しさを自覚させる。	・グループワーク ・視聴覚教材の視聴 ・講義

別紙5 交通安全指導の標準プログラム

1 指導の目標

交通違反や事故の原因等について考えさせることを通じて、遵法精神、責任観念、人命尊重の精神等を涵養すること。

2 対象者

被害者の生命や身体に重大な影響を与える交通事故を起こした者や重大な交通違反を反復した者とする。

3 指導項目

おおむね、以下の項目について指導すること。

- (1) 運転者の責任と義務
- (2) 一般犯罪と交通犯罪
- (3) 酒と生活
- (4) 今回の事犯のもたらした代償
- (5) 罪の重さの認識
- (6) 被害者（その遺族等）への対応
- (7) 出所後の生活

4 指導方法

- (1) 講義、討議、SST等を適宜組み合わせて実施すること。
- (2) 集団の編成に当たっては、事犯内容に応じた編成とするよう配慮すること。

5 指導を行う者

- (1) 職員
- (2) 民間協力者

被害者団体、民間自助団体等の関係者、警察関係者等の協力を得るよう努めること。

6 指導時間数、頻度及び期間

各刑事施設の実情に応じ、また、対象者の資質及び指導の効果等を考慮して、おおむね、以下を目安に実施すること。

- (1) 指導時間数
1 単元 50 分、10 単元を標準とすること。
- (2) 頻度
単元ごとに適当な間隔を空けること。
- (3) 期間
3 か月から 6 か月を標準とすること。

7 指導に当たって配慮すべき事項

具体的な指導内容及び方法については、別表「交通安全指導カリキュラム」を基準とすること。

8 その他

上記2の対象者のうち、アルコール依存症が認められる者又はその疑いがある者については、アルコール依存症から回復するための指導（アルコール依存回復プログラム）を併せて受講させることができること。

別表 交通安全指導カリキュラム

項目	指導内容	方法
オリエンテーション	受講の目的と意義を理解させる。 (カリキュラムの説明、動機付け)	・講義
運転者の責任と義務	刑事上、民事上及び行政上並びに道義上の責任や免許制度、保険制度についての知識を付与するとともに、人命尊重、遵法精神、自己管理能力の大切さについて考えさせる。	・講義 ・討議
一般犯罪と交通犯罪	交通事犯者の特性について理解を深めさせるとともに、再犯を防止するための方策等について考えさせる。	・講義 ・討議
酒と生活	飲酒が身体、行動等に及ぼす影響について理解を深めさせるとともに、飲酒運転の危険性と防止策について考えさせる。	・講義 ・討議 ・視聴覚教材の視聴
今回の事犯のもたらした代償(その1)	交通事故のもたらす代償の大きさや、自己の行動が、家族や職場などに与えた影響について洞察させ、今後の行動について考えさせる。	・講義 ・討議 ・視聴覚教材の視聴
今回の事犯のもたらした代償(その2)	自分の行動が被害者及びその遺族等に与えた物質的及び精神的被害について考えさせるとともに、被害者及びその遺族等のおかれている厳しい現状について理解させる。	・討議 ・視聴覚教材の視聴
罪の重さの認識	本件について振り返らせるとともに、運転歴、違反歴を踏まえて運転技術、知識、態度、マナーなどについて考えさせる。	・討議 ・課題作文
被害者(その遺族等)への対応	被害者及びその遺族等に対して、謝罪や弁償の責任があることについて自覚させ、それらを実施するための具体的な方法について考えさせる。	・討議 ・視聴覚教材の視聴 ・SST
出所後の生活	出所後の具体的な生活設計と再犯を起さないための方策について考えさせる。	・SST ・討議

別紙6 就労支援指導の標準プログラム

1 指導の目標

社会復帰後に就労した職場で円滑な人間関係を保ち、仕事が長続きすることを目的として、職場に適応するための心構え及び行動様式を身に付けさせるとともに、職場等において直面する具体的な場面を想定した対応の仕方等、就労生活に必要な基礎的知識及び技能等を習得させること。

2 対象者

次に掲げる要件のいずれかに該当する受刑者とする。

- (1) 刑事施設において職業訓練を受け、釈放後の就労を予定している者
- (2) 次のアからエまでのいずれにも該当し、かつ、刑事施設の長が、就労支援指導をすることが必要であると認めた者
 - ア 釈放の見込日からおおむね1年以内であること。
 - イ 稼働能力を有すること。
 - ウ 就労意欲を有すること。
 - エ 公共職業安定所による就労支援を受ける意志があること。

3 指導項目

おおむね、以下の項目について指導すること。

- (1) これまでの就労生活と自己の問題点
- (2) 就労（社会）生活に必要な基本的スキルとマナー
- (3) 問題解決場面への対応
- (4) 就労に向けての取組

4 指導方法

SST、講義、視聴覚教材視聴等を適宜組み合わせ実施すること。

5 指導を行う者

- (1) 職員
 - (2) 民間協力者
- SST指導者等の協力を得ること。

6 指導時間数、頻度及び期間

各刑事施設の実情に応じ、また、対象者の資質及び指導の効果等を考慮して、おおむね、以下を目安に実施すること。

- (1) 指導時間数
1 単元 50 分、10 単元を標準とすること。
- (2) 頻度
比較的短期間に実施すること。

ただし、本指導の対象者であって、現に職業訓練を受講している者に対して、当該職業訓練の受講期間中に本指導を分けて実施するなど必要に応じた運用を妨げないこと。

(3) 期間

5日間を標準とすること。ただし、各刑事施設の実情に応じ、おおむね3月以内の範囲で伸長して差し支えないこと。

7 指導に当たって配慮すべき事項

- (1) 具体的な指導内容及び方法については、別表「就労支援指導カリキュラム」を基準とすること。
- (2) 刑事施設の長は、本指導の対象者が、職業訓練を受講した又は現に職業訓練を受講している者であって、当該職業訓練中に本指導と同等の訓練内容を含む場合は、本指導のうち当該訓練内容に対応する部分を、当該職業訓練の受講により受講したものとみなすことができること。

別表 就労支援指導カリキュラム

項目	指導内容	方法
オリエンテーション	受講の目的と意義を理解させるとともに、職業人として社会生活を営む上で必要な基礎知識（賃金・求人求職の状況等）について理解させる。	<ul style="list-style-type: none"> ・講義
これまでの就労生活と自己の問題点	これまでの就労生活を振り返らせ、自己の問題点について考えさせる。	<ul style="list-style-type: none"> ・講義 ・討議
就労（社会）生活に必要な基本的スキルとマナー	職業人として社会生活を営む上で必要な、基本的スキル（相手との円滑なコミュニケーションの方法等）及びマナー（あいさつ、身だしなみ、お辞儀の仕方、電話対応の仕方等）について、演習等を通じて習得させる。	<ul style="list-style-type: none"> ・講義 ・演習 ・視聴覚教材の視聴 ・S S T
問題解決場面への対応	職場において、危機的な場面に陥った場合の対処法について、S S Tを通じて具体的・実践的に習得させる。	
就労に向けての取組	履歴書の書き方、面接のポイント等、出所後、就職活動をするに当たって必要な事項や手続に関する知識や技能を習得させるとともに、実際に就労生活を始めてからの心構え等について理解させる。さらに、出所後の生活計画を立てさせ、その実現のための具体的な方法を考えさせる。	<ul style="list-style-type: none"> ・講義 ・演習 ・視聴覚教材の視聴 ・S S T ・課題作成 ・意見発表 ・討議